

【消費生活の窓口から】

法務省の名称で届くハガキにご注意を！

～架空の訴訟案件を記載した架空請求ハガキです!!～

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキを受け取った方が県や町内で増え、相談が多く寄せられています。

- ・「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」と称する事業者は、「架空の民事訴訟案件」と「取り下げ最終期日」を記載したハガキを送ってきます。

- ・裁判取り下げの期限が間近に迫っているからと焦って「お問合せ窓口」に電話してしまうと、弁護士等を紹介され、高額な「取り下げ料」をコンビニエンスストアのギフト券で支払わされます（現金をレターパックや宅配便に入れて送付させる手口もあります）。

- ・後日返金されるというのは嘘で、一度払ってしまうと次々と金銭を要求されます。

【アドバイス】

- ◆「法務省管轄支局」と称する事業者の実態はなく、「**法務省**」とも一切関係はありません。

- ◆正式な裁判の手続きの通知がハガキで来ることはありません（封書で手渡しです）。

- ◆身に覚えのない訴訟案件に関するハガキを受け取ったら、**決して連絡しないように**しましょう。

- ◆架空請求かどうか判断がつかなくなったり、不安に思うことがあったら、**消費生活相談窓口や警察（☎＃９１１０）**に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎６６２－２５９３